

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小野市は、個人住民税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

兵庫県小野市長

公表日

令和7年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	当市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 個人・法人（給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等）から提出された賦課資料に基づき、住民税額を賦課する。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。納付済の額が課税額より多い場合は、還付・充当を行う。 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、当市は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 住民税課税支援システム 2. 住民税システム 3. 収納消込／滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 審査システム（eLTAX） 6. 国税連携システム（eLTAX） 7. 中間サーバー 8. 電子申告システム 9. 証明書コンビニ交付システム 10. 汎用オンライン申請システム 11. 個人住民税申告ポータル 12. マイナポータル申請管理
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民税基本台帳ファイル (2)住民税収滞納ファイル (3)口座登録・連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項 別表24の項、135の項 第9条第2項 第19条第10項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （主務省令第2条の表における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項） （主務省令第2条の表における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（特定個人番号利用事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの」が含まれる項（48の項） ：第一欄（情報照会者）が「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」の項のうち、第二欄（特定個人番号利用事務）に「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第162条で定めるもの」が含まれる項（160の項）

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒675-1380 兵庫県小野市中島町531番地 小野市総務部総務課 電話:0794(63)1000(内線529)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒675-1380 兵庫県小野市中島町531番地 小野市総務部税務課 電話:0794(63)1009
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人の手が介在する局面ごとに、以下のような対応事項を徹底している。 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、複数人でのチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類や電子媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ 特定個人情報を受け渡す際は、事前に暗号化した上で、これを確実に実施したことの確認を複数人で行う。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 3 〕 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

・人事異動の際には必ず住民情報システムの権限異動を実施し、不正なログイン等がないよう徹底している。また、併せて端末アカウントや共有フォルダへのアクセス権限も整理し、適切な運用を行っている。

・端末が設置してある執務室は開庁時間外は厳重に施錠されているほか、サーバールームも電子施錠されており、物理的に特定個人情報へのアクセスができないよう運用している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月25日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	税務課長 宇崎 宏明	税務課長 井岡 伸	事後	
平成30年7月26日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	税務課長 井岡 伸	税務課長	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策	-	基礎項目評価書の変更	事後	
令和1年6月21日	I .1.③システムの名称	1. 住民税課税支援システム 2. 住民税システム 3. 収納消込／滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー	1. 住民税課税支援システム 2. 住民税システム 3. 収納消込／滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 審査システム(eLTAX) 6. 国税連携システム(eLTAX) 7. 中間サーバー 8. 電子申告システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	I.4.②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 27の項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、119の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第1条第2号ロ、第2条第4号第5号ロ第6号第7号第8号ロ第9号第10号ロ第11号ロ第12号ロ第13号第14号第15号第16号第17号ロ、第3条第4号第5号ロ第7号ロ第8号第9号ロ第10号第11号ロ第12号ロ第13号第14号第15号第16号第17号、第4条第2号ロ、第6条第3号第4号第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号第10号第11号第12号第13号、第7条第1号イ第2号ロ第3号ロ第4号イ第5号イ、第8条第1号ハ第2号ハ、第10条第1号ロ第3号ロ第5号イ、第12条第3号イ第4号ロ第5号第7号、第13条第1号イ第2号イ、第19条第1号カ第2号第3号第4号第5号、第20条第1号第3号第4号第8号イ、第21条第6号、第22条第1号ハ第2号第3号第4号第5号第6号第8号、第22条第1号ハ、第22条の3第1号第2号第5号イ第6号イ第7号イ第9号第10号第11号第12号第13号、第22条の4第1項第2号ニ第2項第2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I.1.③システムの名称	1. 住民税課税支援システム 2. 住民税システム 3. 収納消込／滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 審査システム(eLTAX) 6. 国税連携システム(eLTAX) 7. 中間サーバー 8. 電子申告システム	1. 住民税課税支援システム 2. 住民税システム 3. 収納消込／滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 審査システム(eLTAX) 6. 国税連携システム(eLTAX) 7. 中間サーバー 8. 電子申告システム 9. 証明書コンビニ交付システム	事後	
令和3年4月23日	I-7 請求先	〒675-1380 兵庫県小野市王子町806番地の1 小野市役所 総務部 総務課 TEL(0794)63-1000(内線529)	〒675-1380 兵庫県小野市中島町531番地 小野市役所 総務部 総務課 TEL(0794)63-1000(内線529)	事後	
令和3年4月23日	I-8 連絡先	〒675-1380 兵庫県小野市王子町806番地の1 小野市役所 総務部 税務課 TEL(0794)63-1009	〒675-1380 兵庫県小野市中島町531番地 小野市役所 総務部 税務課 TEL(0794)63-1009	事後	
令和3年9月22日	I.4.②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年8月1日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第8号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一の16の項 第9条第2項 第19条第10号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月1日	I-4 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、119の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第1条第2号ロ、第2条第4号第5号ロ第6号第7号第8号ロ第9号第10号ロ第11号ロ第12号ロ第13号第14号第15号第16号第17号ロ、第3条第4号第5号ロ第7号ロ第8号第9号ロ第10号第11号ロ第12号ロ第13号第14号第15号第16号第17号、第4条第2号ロ、第6条第3号第4号第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号第10号第11号第12号第13号、第7条第1号イ第2号ロ第3号ロ第4号イ第5号イ、第8条第1号ハ第2号ハ、第10条第1号ロ第3号ロ第5号イ、第12条第3号イ第4号ロ第5号第7号、第13条第1号イ第2号イ、第19条第1号カ第2号第3号第4号第5号、第20条第1号第3号第4号第8号イ、第21条第6号、第22条第1号ハ第2号第3号第4号第5号第6号第8号、第22条第1号ハ、第22条の3第1号第2号第5号イ第6号イ第7号イ第9号第10号第11号第12号第13号、第22条の4第1項第2号ニ第2項第2	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月16日	I 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	当市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を用いる事務を取り扱う。 個人・法人（給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等）から提出された賦課資料に基づき、住民税額を賦課する。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。 番号法の別表第二に基づいて、当市は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	当市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を用いる事務を取り扱う。 個人・法人（給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等）から提出された賦課資料に基づき、住民税額を賦課する。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。納付済の額が課税額より多い場合は、還付・充当を行う。 番号法の別表第二に基づいて、当市は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事前	
令和4年12月16日	I 2.特定個人情報ファイル名	(1) 軽自動車税賦課ファイル (2) 軽自動車税収滞納ファイル	(1) 軽自動車税賦課ファイル (2) 軽自動車税収滞納ファイル (3) 口座登録・連携ファイル	事前	
令和4年12月16日	I 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項 別表第一の16の項 第9条第2項 第19条第10号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項 別表第一の16の項、101の項 第9条第2項 第19条第10号	事前	
令和4年12月16日	I -1 ③システムの名称	1. 住民税課税支援システム 2. 住民税システム 3. 収納消込／滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 審査システム（eLTAX） 6. 国税連携システム（eLTAX） 7. 中間サーバー 8. 電子申告システム 9. 証明書コンビニ交付システム	1. 住民税課税支援システム 2. 住民税システム 3. 収納消込／滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 審査システム（eLTAX） 6. 国税連携システム（eLTAX） 7. 中間サーバー 8. 電子申告システム 9. 証明書コンビニ交付システム 10. 汎用オンライン申請システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	I-1 ②事務の概要	当市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を用いた以下の事務を取り扱う。 個人・法人（給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等）から提出された賦課資料に基づき、住民税額を賦課する。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。納付済の額が課税額より多い場合は、還付・充当を行う。 番号法の別表第二に基づいて、当市は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	当市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を用いた以下の事務を取り扱う。 個人・法人（給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等）から提出された賦課資料に基づき、住民税額を賦課する。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。納付済の額が課税額より多い場合は、還付・充当を行う。 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、当市は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	
令和6年10月1日	I-3 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項 別表第一の16の項、101の項 第9条第2項 第19条第10号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項 別表24の項、135の項 第9条第2項 第19条第10号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	I-4 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの」が含まれる項(48の項) : 第一欄(情報照会者)が「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第162条で定めるもの」が含まれる項(160の項)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	I-1 ③システムの名称	1. 住民税課税支援システム 2. 住民税システム 3. 収納消込／滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 審査システム(eLTAX) 6. 国税連携システム(eLTAX) 7. 中間サーバー 8. 電子申告システム 9. 証明書コンビニ交付システム 10. 汎用オンライン申請システム	1. 住民税課税支援システム 2. 住民税システム 3. 収納消込／滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 審査システム(eLTAX) 6. 国税連携システム(eLTAX) 7. 中間サーバー 8. 電子申告システム 9. 証明書コンビニ交付システム 10. 汎用オンライン申請システム 11. 個人住民税申告ポータル 12. マイナポータル申請管理	事前	